

# イギリスにおける庇護工場の研究序説

池 川 清

## 身体障害者の庇護工場

### 目 次

第1 調査の目的

第2 イギリスの庇護工場

1 まえがき

2 1944年の Disabled Persons (Employment) Act の制定

(1) 沿革

(2) 第一次大戦の影響

(3) 1920年の盲人法

(4) 第二次大戦の影響

第3 身障リハビリテーション事業の制度

1 対象

2 組織

3 身障者の登録制

4 身障サービスの内容

(1) 職業指導（訓練）所

(2) 雇用割当制

(3) 職業更生

(4) 庇護工場

第4 法施行後の21年間（1944年～1965年）の実績

第5 レンプロイ社・身体障害者の職場の歴史と現状

- 1 意図
- 2 歴史
- 3 レンプロイ社の運営委員会
- 4 レンプロイ社の現況（1969年）
  - (1) 規模と製品
  - (2) 財政
  - (3) 従業員
  - (4) 工業
  - (5) 障害者の分類
- 5 レンプロイ社の家庭内職制度
- 6 庇護工場の設置主体と国庫補助
- 7 私立・公立の庇護工場
- 8 リバーポール市における実状について
  - (1) 病院リハビリ
  - (2) 地方自治体における身障福祉サービス
  - (3) 市立のセンター
  - (4) リバーポール市におけるレンプロイ社の工場
  - (5) 市内の私立の庇護工場
- 9 庇護工場の問題点
  - (1) 三つのポイント
  - (2) 生産過程における三つの種類
  - (3) 原材料の入手について
  - (4) 製品の販売について
  - (5) 庇護工場の収支について
- 10 レンプロイ社に対する批判
- 11 利点
- 12 レンプロイ社の成功した理由

## 第1 調査の目的

この調査においてのべることは、将来計画として身体障害者更生援護事業の一翼として庇護工場を設置し、運営する際の参考資料として役立つと思われることを取扱い、上記の目的をもって、それとの関連ある部分について、イギリスの庇護工場の沿革、現状の解説を試みることにしたい。

**Sheltered Workshop** の用語は日本においては次の訳がある。庇護工場、庇護授産場、庇護作業施設、庇護作業場、保護授産場、保護職場、保護工場、福祉工場等。私は、これらの訳語はそれぞれ意味をよく表していると考えるが、一応ここには「庇護工場」としておく。

## 第2 イギリスの庇護工場

### 1. まえがき

イギリスの庇護工場についてのべる前に、その理解の前提条件として、イギリスの身体障害者リハビリテーション事業について概略を述べておく必要がある。

社会事業には戦前から授産場という施設があった。この授産場は基本的に救貧施設であるから、すぐに手をつければ還金価値のある手作業をとりあげることを目的として、生業につくために、手に職を与えて自活させる社会施設である。あくまでも、福祉の措置であるから、労働する権利を主張するものではない。

庇護工場は、一般条件のもとにおいての雇用が困難な障害者を物理的保護条件をととのえて雇用する特殊な工場である。これは救済のために設立されたものではなく、障害者に働く権利を認め、その可能性を充実していく施設である。そこには搾取、過保護ではなく、合理的な社会福祉的援助がある。

### 2. 1944年の **Disabled Persons (Employment) Act** の制定

#### (1) 沿 革

イギリスにおいて近代的なリハビリテーションが始ったのは、第一次大戦以後である。それは大戦において戦傷を受けた人々を援助していた過程において貴重な体験を通じて得られた知識であった。それ以前の20世紀の初めまでは身

障者施設は民間人の手で肢体不自由者のための療養所、整形外科病院が建設されていた程度で、国家責任は明らかにされていなかった。

その運動をはじめた民間団体の先駆者達は「傷害、病気、あるいは先天的奇形による肢体不自由者で、治療医学的にはどうすることもできない人達でも、その人に適した仕事さえあれば働けないことはない。たとえ、その人が職を求める場合に社会的援助の手を借りることがあっても、その肢体不自由者が永続的に経済的依存を続けることは必要でない」と考えた。1911年には国民保険法が制定公布されたが、それによって国家保障が与えられたのは、労働災害による疾病と障害に限られていた。それ以外の障害者は除外されていた。

## (2) 第一次大戦の影響

1914年～1918年の第一次大戦は、身障者に対する国家的関心を呼び起こしたことは当然である。その結果として次の3つの対策があげられた。

1. 結核にかかった旧軍人の更生村としてパッパワース移住村 (Papworth Village Settlement) が建てられた。
2. 陸軍病院にリハビリテーション部門が設けられた。
3. 軍人年金制度によって、傷痍軍人を対象とする職業更生センターが設立された。（これが現在の職業訓練センターの前身である。）

第一次大戦直後、障害ある旧軍人（傷痍軍人恩給を受けていた）の雇用を奨励するための国民的な運動としてキングス・ロール (King's Roll) 計画が実行された。この計画は、傷痍軍人を一定率（5パーセント）雇用している企業家名簿（雇用主の紳士録の如きもの）が King's National Roll に登録され発表された。そして政府事業の下請契約に際して優先権が与えられるという政策がとられた。これは、1944年の身障者（雇用）法における割当雇用制度の先駆的なものである。

## (3) 1920年の盲人法 (Blind Persons Act, 1920)

ついで1920年には盲人福祉の単独法が公布され、それまで救貧法（日本の生活保護法と同じ）の中で救済の対象となっていた盲人が、貧民と区別されて、盲なるが故に別個に更生援護を受ける法的端緒をつくった。

かくして、大戦という国民的関心は、戦争障害者を大量に生んだ結果として、次第に正しい理解の方向へと進み、障害を持つ故に、貧困に陥った者を援護するという思想から脱して、障害を持つものも健全な生活を営み得る権利が保障されなければならないという考え方方が戦争傷痍者の更生問題をきっかけに一般的な承認を得るようになった。

#### (4) 第二次大戦の影響

第二次大戦（1939年～45年）を経験して、軍人、一般市民の中に傷痍者の数が激増したために、1941年に当時の労働大臣アーネスト・ベバン氏（Ernest Bevin）は国家が身障者の再訓練及び社会復帰の指導を行う暫定措置として障害者訓練・就職緊急制度を決定した。

そして、1944年にはこの暫定措置が正式に立法化されて、身体障害者（雇用）法 Disabled Persons (Employment) Act, 1944となり、今日みる如きイギリス身障者リハビリテーションの基盤が確立されたのである。

### 第3 身障リハビリテーション事業の制度

#### 1. 対象

この身障者（雇用）法の施行の責任は一切労働省（名前は雇用・生産省と改められている）の所管であることは発足以来今まで変わらない。

法第1条によって身体障害者は次の如く定義されている。「外傷、疾病、先天性不具等によって、かような障害がなければ、その年令、経験等に相応して就職ないしは継続勤務し、あるいは自営できるであろうと思われるような種類の職業につくに当り、相当程度の不利を被っている者」（児島美都子・身体障害者福祉・P.191の訳による）とされている。

即ち、身体障害を生じた労働者を対象としているから、障害の生じた原因及び障害の態様にはかかわらない。ただ、義務教育終了年令以上のものであれば、一切無料で援助の対象となる。

#### 2. 組織

労働省は英本国を10の州（Region）に分ち、別に北アイルランドだけを独立した州として扱い、全体で11の州事務所を設けて労働行政の広域主義をとつて

いる。

その州事務所の管轄下に各地にある労働省の地方職業紹介所（全国に約1000カ所）の管理のもとに法律は運営されている。そこには更生指導官（Disablement Resettlement Officer—DROと略、身体障害者更生指導の専門官）が常駐して助言と援助を与えていている。

このD R Oは、受持ち区域内の雇用主とも常に密接な関係を保ち、また病院（イギリスでは病院はすべて国立）を訪問して、患者と面接し職業相談に当っている。従って入院中の患者で職業上の問題について助言を希望するものは、あらかじめ病院の医療社会事業係に申込めば、入院中にD R Oの助言を受けることができる。D R Oはその地域内の地方自治体、民間の関係団体とも協力して、就職後においても身障者が問題を持つ場合に援助の手をさしのべるべく常に身障者を見守っている。日本でいえば身体障害者福祉司と似たものである。

### 3. 身障者の登録別

身障者の登録はD R Oがその資格の認定、職業指導所への入所者の選考など身障者に関する凡ての仕事に関連している。登録は本人の任意であるが、法による次の措置はすべて登録した身障者に限り適用されることになっている。

- (1) 指定職業（駐車場係員及び乗用エレベーター係員）への就職
- (2) 雇用割当制による就職
- (3) レンプロイ社（Remploy Ltd.）工場への就職
- (4) その他の庇護工場（Sheltered Workshop）への就職

なお

1946年の登録身障者	700,000人
1948年の登録身障者	905,000人
1950年1月の登録身障者	935,992人
1968年の登録身障者	655,000人（うち92,000は女子）

1950年と1968年の20年間において登録者数が減少しているのは第一次大戦時の障害者で、現在もなお雇用市場にある男子の数が減少したことによるのである。

#### 4. 身障サービスの内容

次の4部門に大別される。

(1) 職業指導（訓練）所 (Government Training Centre) は終戦直後は主として復員軍人の職業補導のために利用されていたが、私も1950年にバーミンガム市に滞在していた当時の見学の印象から言えば一般には大した意義は認められていなかった。労働力不足で失業者のいない時機においては、この種の施設は健常者を対象に考えると設立当時の用途とは違っている。そのため今日では、働いた経験のない身障者及び働いていたが身体障害のため職を失った労働者達のために利用されている。D R O は担当地区内の病院や地方身障者援護協会などの機関との密接な連絡の下に活動している。各地にあるこの身障者援護協会では、上記の事情に精通した地元の人々が進んで奉仕の手をさしのべている。

D R O は、肢体不自由者各人の資格、適合性、医療指導カルテなどを参考にしながら、職を斡旋したりまたは職業指導訓練のコースを修了した後に職を斡旋するなど、最善の努力を尽くしている。

D R O が堅持している一般原則として軽度の身障者は、一般健常者と伍して一般工場・会社に就職させることである。

身障者職業訓練に関する労働省の方針が上記の如く、一般工場に身障者を送り出せる見込のある人（第1種身障者）を対象として実施されているから、訓練の段階においても、できるだけ身障者と健常者との区別をしない。従って、身障者達は指導を受ける際にはグループとしてまとめられるが、健常者と同じ設備、道具を使って同じ方法で同じ屋根の下で6カ月の間、週5日制で42時間訓練されている。この種のセンターは国立で42カ所ある。（1971年には55カ所になる予定）民間団体でも労働省の財政的技術的援助のもとに上記とは別の寄宿制職業訓練センターを多数運営しているが、これらの民間施設は困難な問題をもつ身障者の就職斡旋のために開設されたものである。

例えば、Queen Elizabeth's Training College, (所在地) Leatherhead St. Lye's College, (Exeter)

**Finchale Abbey, (Durham)**

**Portlant College, (Notts)**

**School for the Blind, (Shropshire)**

などがあげられる。前4者の訓練期間は約10ヶ月で、収容人員は約600名である。

Queen Elizabeth 職業訓練所は、わが国でも有名である。ここでは重度障害者（300人）に対して、熟練又は半熟練の訓練を提供するところで、収容期間は12ヶ月以内と規定されている。訓練内容はつとめて高度のものを目標とし、訓練修了証書が発行されている。その証書は労働組合においても承認されているし、一般産業界にも通用するものである。しかし、現実には身障者に適する職種は少数であり、その証書についても労働組合側には全面的に賛成の声ばかりといえないが、一応表面的には承認した形となっている。

300人の訓練生を訓練するための経費が1人当り1週11ポンド（約11,000円）という。しかし、結果的には、卒業生の91%は就職し、4%は庇護工場に就職し、あとは wastage (損耗) ということになっている。

また、一般企業内の工場においても、この種の訓練センターは存在している。

イギリスでは民間の技術学級 (Technical College) と呼ばれる寄宿制の工業技術専門学校もこの訓練センターの役割を果しているところもある。

毎年3,000名の身障者が、これらすべての訓練コースを修了する。

(2) 雇用割当制 (Quota Scheme) この制度は20名以上の従業員を雇用している使用者は、登録された肢体不自由者を一定数雇うように、法律で義務づけられている。現在のところ、産業界でも従業員の3%は肢体不自由者を雇わねばならないことになっている。造船業、漁業においては、この雇用割当率は3%以下である。

(3) 職業更生 (Industrial Rehabilitation Unit) 労働省は完全寄宿制、一部寄宿制、通勤制など、計27の職業更生指導所を設置している。これらの総収容人員は14,000名である。これらの指導所は肢体不自由者達の心身両面の向上について指導するとともに、職業指導を要する者には適切な指導の手をさしのべているのである。

(4) 庇護工場 は、一応仕事に耐えることは出来ても普通人と同じ労働条件の下では到底ついてはいけない重症身障者（第2種）のために設けられている。労働省によって設立され、その財政的援助を受けているレンプロイ社（Remploy）=非営利会社=は88の工場を経営して、在宅作業をする148名も含め約6,800人の重症肢体不自由者達に働く機会を提供している。最近、レンプロイ社は『協力会社』制（sponsorship system）を実施して大きな成功を収めた。これは、リハビリテーション事業に協力を申し出る企業が、仕事及び必要な諸設備、資材、技術などを提供し、一方、レンプロイ社の側からは工場をはじめ検査、管理用施設、更に労働力や作業の監督など経営上のすべてのサービスを提供して、両者が手を携えて事業経営に当ろうというものである。このほか、労働省は、地方当局や関係民間団体に財政援助を与え重症肢体不自由者達のため「庇護雇用」即ち、そのハンディキャップを考慮した保護的職業を斡旋するよう奨励している。

#### 第4 法施行後の21年間の実績

（英国大使館：英國はこう考える。昭和40年4月号参考）

1944年にリハビリテーション事業が立法化されて以来、労働省が肢体不自由者達のために斡旋した「一般雇用」即ち普通の職業へ就労させた数は2,000,000人にのぼっている。職業更生指導所は、1944年には1カ所しかなかったが、今日では42カ所に増えており、この間134,000名の人達が職業更生のコースを修了している。この修了者達の多くが、更に新しい技術を身につけるため、引き続き訓練を受けた。そして通算21,000名以上にのぼる重症肢体不自由者がレンプロイ社の工場に雇用されたのである。同社は、1946年に操業を開始したが、今日、同社傘下の88工場で働く従業員総数は約7,000名に達している。

#### 第5 レンプロイ社（Remploy Ltd.）・身体障害者の職場の歴史と現状

##### 1. 意図

レンプロイ社の事業はよく『英國史上最大の身障者救済活動』だといわれてきた。

イギリスでは、レンプロイ社のことを庇護工場（Sheltered Workshop）の代表的施設と考えている。この施設は、障害者のうち、障害が重度で健常者と競争して通常の雇用市場においては雇用される見込みがないか、または、自立自営する可能性のない身障者に対して特別な保護された状態、条件のもとで、永続的に雇用され、賃金を取得させる庇護雇用施設である。

庇護雇用には (1) 作業訓練施設

(2) 永続的雇用を与える庇護工場

(3) 永続的家庭内作業を与える制度としての特別保護内職

の三つが含まれている。

英国では毎年約2万人の人々がいろいろな事故で重傷を負い、また、数千人の出生児が先天的不具者として生まれているが、しかしその大部分の者は適当な治療と訓練さえ受けければ産業上有益な活動ができる。更に、彼らの活動が産業の発展に一役買っているのだという自覚は、身体障害者の心の持ち方をがらりと変えさせることになる。

## 2. 歴史

Remploy Ltd. は以前は Disabled Persons Employment Corporation Ltd. として知られていたもので、その経営する授産場は現在は通称“Remploy”工場と呼ばれている。

レンプロイ社は身障者を援助するために労働省が大蔵省の承認を得て設立した特殊公益会社で、1944年の「身障者（雇用）法」の通過とともに設立されたものではあるが、といってもそれは戦傷による廃兵だけを対象にしたものではなかった。しかし現在、同社従業員の約26%は旧軍人によって占められている。（1969年8月）

英国内の一般企業会社は義務として、全従業員数の大体3%に当る身体障害労働者を雇わねばならないが、しかしこれら身障者のほとんどは、労働省の第一類に属する比較的軽度の身障者達なのである。

ところが、レンプロイ社の従業員は第二類の人、つまり普通の企業体ではとても働けない人々であって、同社は現在何かの仕事をせずには退屈で不幸と思

える7,000～7,500名の者に庇護雇用の手をさしのでいる。

最初のレンプロイ社工場は、1947年にウェルズ(Wales)地方ブリッジエンド(Bridgend)で操業を始めたので、ウェルズは同社の“揺らん地”である。それ以来同社は、この地方においてかなりの発展をとげて今日に至った。この地方の身障労働者のためにはアバティラリー(Abertillery)をはじめ、ブラックウッド(Blackwood), ブリッジエンド(Bridgend), ブリナマン(Brynamman), マージー(Merthyr), ニース(Neath), ペンター(Pentre)ポース(Porth), スワンジー(Swansea), トニレヘル(Tonyrefail), トレフォレスト(Treforest), レックスハム(Wrexham), イストラジンレイス(Ystradgynlais)の13カ所に工場が設けられているが、それらは全英88カ所に散在する同社工場のうちでもすぐれたものに数えられている。

レンプロイ社の運営には2つの目的がある。その一つは社会事業で、もう一つは社の営利活動に対し一般社会の賛助を得ることである。このような性格の組織体が独立採算制では成り立たないことははっきりしている。だが、大蔵省が負担する同社の赤字は、何万という身障者を遊ばせておくのに必要とする費用にくらべれば極く僅かな額にすぎない。そればかりか身障者達は無為従食を極度に嫌っている。社の赤字は国庫補助によってまかなわれ、1955年～56年度の29億3,700万円から1964年～65年度の47億6,000万円へと増えていった。しかし、この10年間にみられたインフレ傾向と従業員数の増加を考えてみた場合、その赤字増加は無理からぬものとして一般に納得されている。社の工場は経済的に有利な場所に建てられるものではなくて、身障者たちの事情をくんで、その場所が選択されるということである。

さきの述べたウェルズの13工場に働く1,200名の労働者は、多種多様の製品をつくっている。例えば

アバティラリー工場では作業用手袋や皮の自動車シートを、また、ブラックウッド工場はボール箱類を。

ブリッジエンド工場は寝室用備品類を。

ブリナマン工場はさまざまの寝具の製作に携っている。

マージー工場は管製イスと整形用の靴類を作り。

ニース工場は金属窓などを作っている。

ペンター工場は臨時に使われる家具類を使っている。

ポース工場はマットレスの製造から自動車産業用のエア・フィルターの製造に切り換えたところである。

トニレハール工場とイストラジンレイス工場はともに台所用キャビネットの製作を中止し、いまでは、前者は包装用具の製造に、また後者は製本に携っている。

スワンジー工場はいまなお台所用キャビネットの製造に集中している。

トレフォレスト工場はマージー工場と提携して他の工場でできる管製イスのシートや背当てを作っている。

最後に、北部ウェルズ唯一のレンプロイ社工場であるレックスハム工場は、請負で家具の製作をしている。

特定身障者用に機械を改造せねばならぬというのは、極く限られた場合にのみ必要とされる。例えば、足踏式ミシンは普通、腕やひじの力で操作できる型に改造されるが、しかしグリッジエンド工場にあるミシンなどはお腹の圧力で操作できるようになっている。各工場は製品の規格化を容易にするため、できるだけ多くのジグ類(Jigs)を用意している。(ジクとは錐などを穴あけ位置に正確に案内する工作用具)

創設以来21年間にわたる社の運営を通じて、従業員に対する厚生事業は大いに改善された。その結果病気欠勤手当制度がとり入れられ、またその補助制度によって一定期間働けない人に払われる国家補助金が増額されることになった。社は1966年9月から規模は小さいが年金制度も発足させた。

レンプロイ社はその他の面でも意欲的である。各機関との連絡を担当しているマックグレゴー氏は「当社は毎年従業員を約300人ずつやすことを目標にしている」と述べている。一方、従業員1人当たりの年間生産高は着実に伸びており、それは10年前の233,000円から現在の記録的な546,000円へとふえている。

社が身障者の訓練に払った努力を思い、また数多くの従業員が毎年外部の産業部門に就職していることを考えると同社の業績は大いに賞賛されてよい。1966年中にレンプロイ社から巣立っていった重身障者の数は1,000名以上であり、新入社員総数は1,500名であった。

このように身障者の更生事業に打ち込んでいるレンプロイ社は、1948年には25工場、1949年には71工場があり、1,309人が雇用されていた。1955年には90カ所6,000人の重度障害者を雇用していた。90カ所のうち、7カ所は結核患者のための特別施設であった。

1962年には、90カ所、6,534人の重度障害者が庇護工場で働き、別に事務所で852人を雇用している。平均賃金は週8ポンド・7ペニス（約8,000円）。

将来は従業員数を7,500名にふやし、既存工場のいくつかを拡張しようと目論んでいる。

### 3. Remploy 社の運営委員会

現在（1969年）5人の有給の理事が委員会を構成している。この5人の外に数名の無給の非常勤理事がいる。この非常勤理事は、商工業人や労働組合の関係者のうちから選ばれている。これらの人々はすべて雇用及生産省（前の労働省）の大臣によって任命されている。

第1表

イギリス国内のレンプロイ工場の所在地名

#### LOCATION OF REMPLOY FACTORIES

#### ENGLAND

Acton (London)	Gateshead	Portsmouth
Aintree	Halifax	Preston
Alfreton	Hartlepool	Radcliffe
Ashington	Holloway (London)	Redruth
Aycliffe	Huddersfield	Rotherham
Barking	Hull (2)	St. Helens
Barnsley	Jarrow	Salford
Barrow	Kidbrooke	Sheffield (2)
Bermondsey (London)	Leeds (2)	Southampton
Birmingham	Lydney	Southend
Blackburn	Manchester	Speenymoor

Bolton	Mansfield	Stockton
Bradford	Newcastle-under-Lyme	Stoke (2)
Bristol (2)	Newcastle-upon-Tyne	Sunderland
Burnley	Norwich	Wakefield
Chesterfield	Oldham	Wallasey
Cleator Moor	Plymouth	Wigan
Coventry	Pontefract	Worksop
Croydon	Poole	York.
Denton		

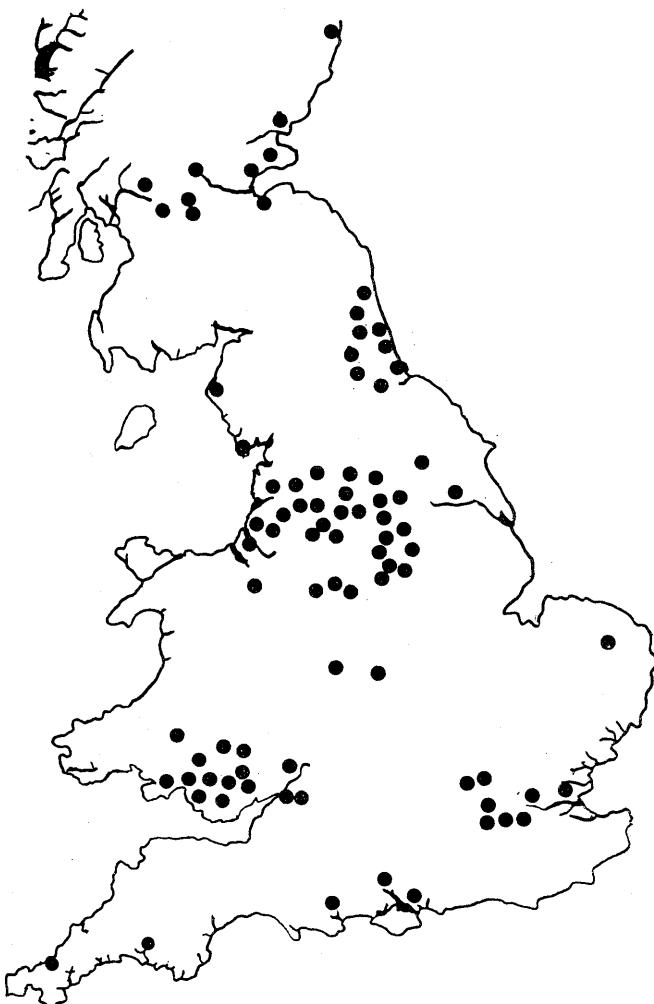
### WALES

Abertillery	Porth
Blackwood	Swansea
Bridgend	Tonyrefail
Brynamman	Treforest
Merthyr	Wrexham
Neath	Ystradgyniais
Pentre	

### SCOTLAND

Aberdeen	Edinburgh
Anniesland (Glasgow)	Hillington (Glasgow)
Buckhaven	Motherwell
Cowdenbeath	Springburn (Glasgow)
Dundee	Stirling.

第2表 レンプロイ工場の所在図（大都市の周辺に多い）



#### 4. Remploy 社の現況 (1969年政府刊行物参考)

##### (1) 規模と製品

英国には90の工場がある。(Northern Ireland を除く) 売上高は現在1年間に900万ポンド(9億6千万円)である。

5つの職種に別れている。

家 具……家庭家具、ベッド、商業及び陳列棚（この部目に主力が注  
がれている）

技 術……金物、農器具、パイプ式家具、よその工場の電気、機械組  
立作業

セーテー類……子供、女性、男性の上着、スタンプソックス

包装及び製本……ボール箱、荷箱、パレット、物置台等の印刷及び製造、包  
装作業の請負

皮製品と織物……旅行用品、作業服、義足、義肢、レース用の靴

#### (2) 財政

国は毎年公社の不足金を補助している。

1965～66年の会計年度に於ける補助金は 318,000 ポンド（34億5千9百45万6  
千円）であった。また国は設備資金に毎年補助をしている。

レンプロイ社は感情で売っているのではなくて、質や値段で売っているので、  
値段は普通の工場の製造費に基づいてつけられる。

#### (3) 従業員

障害者は約 7,000～7,500人、そのうちの26%は退役軍人、13%～14%は女  
性、90%は重度障害者である。多くの者はレンプロイ社から一般産業に移れる  
と確信している。毎年およそ 200人が一般企業に就職している。設立以来、レ  
ンプロイ社は現在の従業員を含めて 2万8千人に職場を与えた。

レンプロイ社は上下肢切断、けいれん者、胸部疾患の者、てんかん、神経、  
精神病患者等総ゆる障害者に職を与えていた。

賃金や他の条件は適当な労働組合に相談の上決定される。パートタイムの医  
者が従業員の作業能力や機能程度を評価するため作業主任の手助けをする。

#### (4) 工業

レンプロイ社が増加していくにつれて、請負いを基準として他の分野の製品  
も製造するようになってきた。このような請負のうち、「あるものは民間会社と  
相互に協定を結んで、Sponsorship 形式をとり、レンプロイ社は製造、販売や

労働、工場を受持ち、スポンサー側は機械、原料、技術指導を提供する。これらの仕事には電気器具組立、配線、自動車部品組立、oil seal（油逆流止器）、ダンボール、作業衣の製造等がある。

(5) 障害者の分類

1) てんかん	9.8
2) 下肢の傷害と疾患	9.3
3) 精神神経症とそのほかの精神病	7.6
4) てんかん以外の神経性の疾患	7.1
5) 結核——肺性の	7.1
6) 肺の疾患（結核を除く）	7.0
7) 心臓と循環器系の疾患	6.8
8) 脊柱の傷害と疾患（下肢の両側麻痺と結核を除く）	6.0
9) 精神異常	6.0
10) 切断	5.7
11) ほかの疾患と障害	5.3
12) 性尿器系の疾患	5.0
13) 皮膚病	5.0
14) 下肢の両側麻痺（結核を除く）	4.2
15) 動脈炎とリュウマチ	3.6
16) 上肢の傷害と疾患	3.1
17) 結核——肺性でない	2.7
18) 耳の障害	2.6
19) 目の障害	1.9
20) 頭、顔、首、胸部、腰部、骨盤、胴の障害	1.9
21) 消化器系の疾患	1.3
合計	100.00%

5. Remploy 社の家庭内職制度(Remploy Industrial Handwork)

- (1) Home Employed System, Home Industry Scheme, Home

**Employment Scheme, Work in Own Home**などと呼ばれていた。身障者が自分の家庭で内職をすることである。全部で約130名～150名が登録されている。

(2) 技術指導員が家庭を訪問して技術を直接教える。又は大都会では一定の場所に集めて教えることもある。

仕事の種類には次の如きものがある。

**leather work** (皮製品)

**gloves** (手袋)

**slippers** (スリッパー)

**knitting** (ニット)

**soft toy** (ゴム人形)

**rugs** (敷物)

**pewter** (はんだ製品)

**needle work** (刺しゅう)

**basketry** (バスケット)

**weaving** (糸で編み物)

**jewellery** (細工物)

**embroidery** (刺しゅう細工)

**lampshade making** (電灯シェード)

**netting** (ネット作り)

(3) 独立の内職協会もあれば、社会福祉協議会の一部目として設立されるものもある。

(4) 製品の販売は、次の如き方法でなされる。

1) 独自の売店 (常設店の所在地は第3表)

2) 一般の商店

3) 展示会

4) クラブ、ホテル、レストラン、理容院のショーケース

### 第3表

レンプロイ社常設店の所在地

HEAD OFFICE (本部)

Remploy House, 415 Edgware Road, Cricklewood, London, N. W. 2

SHOWROOMS (常設の売店)

22 Bruton Street, London, W. 1.

7 Whiteladies Road, Bristol 8

Graham Buildings, Newport Road, Cardiff

44 Bristol Street, Birmingham 5

Borough Mill, Neild Street, Oldham

Wesley Way, Benton Square Industrial Estate, Great Lime Road

Newcastle-upon-Tyne 12

1841 Great Western Road, Anniesland, Glasgow W.3

#### (5) 問題点として次のことがあげられる

指導員が、よくこの制度の意義を理解して家庭訪問し身障性の克服をすることができるか。訓練された指導員を十分に発見できるか。低いサラリーで満足するだろうか。

製品が市販できる程の高い水準を維持できるか。

内職を希望する身障者に十分な仕事を供給することができるか。

#### (6) 国民扶助法による家庭内職

私はイギリスに滞在中シリーシュブリー市という人口45,000位の田舎の都市で聞いた話をノートしておいたが、参考までに述べてみたい。

イギリス国民扶助法（日本の生活保護法みたいなもの）の第279条に、盲ろう、あ、並に不具者に対する福利厚生事業として、かかる人々が適当な仕事をすることができるよう、授産場を設けなければならないという規定がある。また自宅で適当な仕事をする規定もある。

イギリスでは当時はホーム・ワーカー・スキムとよんでいる。

シリーシュブリー市でやっている家庭内職仕事は、靴修理、カバンの修理、マット製造、皮工、時計修理、タワシ、ブラシ、バスケットの製作と靴下アミ

であった。男子が17人、女子が9人登録されており、年令は20才～55才であった。

例えは、ここにA氏がいるとする。A氏が仕事をすることに登録すると働きがあるても、なくても週2ポンド（日本の2,000円）の奨励金をもらう。しかし、本人の実際の稼ぎは1,500円位しかないが、その上に2,000円補助されて3,500円の収入になるわけである。この登録は、盲、ろう、あ、不具者であれば貧富の別なく申請すればよいわけであるから、金持の盲人も同じ取扱をうける。

しかし、もし、B氏が登録して仕事を自宅ではじめても、1週に1ポンド（1,000円）しか稼ぐ能力がない場合は、一定期間本人の働く能力を試し、その能力が余りに低いと認められた場合は、家庭内職に従事させないで、盲人年金だけを受けるように措置する。この場合には、登録を取消され、もち論補助奨励金も、もらえない。

#### ⑥. 庇護工場の設置主体と国庫補助

庇護工場を設立できるのは次の機関に限られている。

- (1) Remploy 社
- (2) 地方自治体（厚生局）と委託をうけた民間団体
- (3) 労働大臣の認可をうけた民間企業

これらの機関に限り、庇護授産にともなう赤字（作業場の整備、従業員の管理、指導員諸費）は公費で補助され補助の権限は労働大臣がもっている。かくの如く Remploy 社は赤字補助をうけるが、事業費の面では独立採算制をとり他の一般企業の下請をして組立、機械作業、電機関係の作業を工場内でしている。

そして工場の効果的な管理運営上、障害者でない健常者は全従業員の15%以内の雇用が認められているが、他はすべて障害者でなければならない。

この工場での作業は、障害者の経済的目的のために行われるもので遊戯療法（play therapy）を目的としない。

身障者が一般企業へ就職することは理想である。勿論、長期に収容保護を要

する社会福祉施設(日本の救護施設の如く)への収容者は存在する。その中間的なものとして就労可能な身障者を庇護工場において就職させている Remploy 制度は特色がある。

## 7. 私立・公立の庇護工場

Remploy 社とは別に、地方公共団体または民間機関の庇護工場が 58 カ所(公立21、公的団体が委託の民間のもの 6、私立31)ある。1970年には全国で約2,000人の重障者(うち盲人450名)が雇用されている。

また、結核の後保護状態にある障害者及び盲人(盲人工場59、盲人2,817人従業)を対象としたものが私立に多く、これらは Remploy 社より歴史は古い。

労働省は公立の庇護工場に対しては交付金を、私立に対しては赤字補給金を出している。

なお、イギリス社会事業の特色の一つとして地方公共団体の設置する庇護工場は経営を民間団体に委託しているものが多い。

特に有名なものは第1次大戦前から民間団体として傷痍軍人のために設けられた Lord Roberts Workshops(7カ所を経営)がある。

## 8. リバプール市について

いま手許にある1964年6月のリバプール市社会福祉協議会発行の身障者のための官公私施設要覧によって、都市における実状をのべておきたい。

### (1) 病院のリハビリ

厚生(保健)省は地方(州)ごとに官立病院管理委員会を おいでいるから、リバプール市内の病院は、すべて国立病院として、委員会が管理している。

国民保健法によって一般病院(総合病院)の一部として病院にリハビリテーション部が設けられている。また、リバプール市 Leasowe 病院には整形外科部でリハビリテーションを担当している。

#### a. Regional Paraplegic Centre(州下半身麻痺患者センター)

34ベットが用意されて、男子30、女子4が収容されている。

#### b. Spastics(痙攣一けいれん、発作)

1961年中に35人の新患が Alder Hey 病院に入院、延259人が治療をうけ

ている。

### c. 結核患者

これらの患者は D.R.O. によって色々な結核病院やクリニックにおいて面接をうける。そして、専門医と相談の上、適当と考えられる雇用に就職したり必要な場合は庇護工場で就職する。また、あるものは労働省直営の職業訓練所 (Industrial Rehabilitation Unit) の一般健常者と同じ訓練コースにおいて職業訓練をうける。

訓練所における科目は 100 以上もある。例えば、ガラス工、製図、レタリング、洋裁、工作機製作、時計組立など。1964年には28カ所があった。訓練期間は原則として 6 カ月以上で、ほとんど通所制をとり、職業指導員も訓練生とは色違いの制服をつけ、規律を守って教育をうけているので、施設というよりは職業学校という感じである。

訓練所の所長になれる人は、企業経営の経験のある人である。また、職場の実地の技術指導員はそれぞれの職業分野において、すでに技能を習熟した人が選ばれ、その上で、労働省の指導者養成所で訓練をうけて教授上の理論と実技の指導のできる有資格者である。

### (2) 地方自治体における身障福祉サービス

先にも述べた如く労働省が身障者の職業上の訓練及びリハビリについて一般的責任を負うところであり、また、民間の団体によって設立されている庇護工場に対する補助金の交付もすべて労働省の責任である。

しかしながら、地方自治体は国民扶助法 (National Assistance Act, 1948) によって肢体不自由者の福祉を向上させることを要請されている。しかも、地方自治体のサービスは歴史的にも古い沿革のある盲人法 (Blind Person's Acts.) を基本としていることが特色である。それが身障者福祉サービスに大きな影響を与えている。

(A) 在宅教育によって障害性を克服するために身障者の家庭その他において教育の便を提供すること。例えば、盲人の場合には Home Teacher 制度がある。これは点字や生活指導のために盲人の家庭を訪問する教師である。主とし

て盲人が従事していることが特色である。

- (B) 庇護工場を用意して適当な雇用につかせること。
- (C) 職場（庇護工場など）に就職したものが通勤できる寄宿舎（寮，hostel）を提供すること。
- (D) 居宅にいても仕事ができるよう家庭内職を提供すること。
- (E) 身障者の作った製品を販売することを援助すること。
- (F) 身障者のためにレクリエーション設備を提供すること。

以上のサービスのうち、レクリエーション設備は老人のレクリエーション・センターを兼用する方法がとられている。

どこの国行政にもみられる事であるが、イギリスにおいても身障者の職業上のリハビリは労働省の所管であるが、地方自治体には労働省の官吏がないから、福祉サービスを実施しようとする際に、事業が二重行政になるおそれがあることは当照考えられる。そこで、重複をさけるために連絡協調を密にすることが政府によって強調されている。

### (3) 市立のセンター

地方自治体の福祉局は国民扶助法（National Assistance Act. 1948年）の第3章、第4章に基いて、盲、聾啞、肢体不自由その他の障害者の福祉を増進する責任がある。そのためリバーピール市では次の施設を設置している。

#### (A) 身障者クラブ（1959年創立）

毎週水曜日午後に開設され、職能療法（Occupational therapy）や社交並にレクリエーションが各種の身障者を対象として提供される市立のクラブである。

#### (B) 手工技センター

毎週月、火、金の3回社会福祉会館内で開設される。簡易作業に類する手工の技術が教えられる。例、毛糸のあみもの、刺繡、じゅうたん、皮、木工等。作品は利益があるときは個人の収益になる制度がとられている。

(4) リバーピール市における Remploy 社の工場は重症身障者のために、次の2施設がある。

(A) Aintree 庇護工場 (1959年創立)

95名の重症身障者（第2種）を雇用している。厚紙箱と紙箱の製作に従事している。通勤に可能な地域の人々が来ている。1週5日制で、42時間勤務する。労働省直営である。

(B) Wallasey 庇護工場 (1948年創立)

現在はマンチェスターの繊維製造業者と下請（Sponsorship）制をとり、ロウソクの芯、ベット掛け、室内着、その他の裁縫仕事に従事している。この制度は民間企業と契約を結んでいる点で日本の授産場における下請と類似している。

週5日制で42時間勤務することは上記と同じである。

60人の重症者を雇用している。

(5) 市内の私立の庇護工場

(A) 痢撃患者庇護工場

9人の患者のために設けられた小さな工場がある。

(B) 結核患者庇護工場

印刷、ニットウェア、クリスマス・カード等を製造している。

(C) 旧軍人庇護工場 (Lord Roberts Workshops)

家庭用家具、事務所用家具、学校用机、椅子などの木工の訓練をし、みがきをかけている。

(D) 若年者庇護工場

義務教育終了年令の若年者のために設けられ、70人～80人が雇用されている。作業は主として製本であることが特長である。

1週38.5時間勤務である。

## 9. 庇護工場の問題点

### 1 三つのポイント

(1) 身障者の数と比較して庇護工場の施設数及び定員数が極めて僅少であるから、入所申込を拒絶しているか又は入所を待機しなければならない状態である。

- (2) 仕事の種類によっては入所希望者がなく、又は経済界の需要に即応できず  
に空席が沢山ある施設が出てくる。仕事の需要と供給がアンバランスになり  
がちである。
- (3) 入所申込者の質が低下し、勤労意欲において劣悪なものが多くみられる。

## 2 生産過程における三つの種類

- (1) 庇護工場であっても一般の企業工場と同様の生産方式をとっているもの  
がある。従事する身障者は別々に働いていて、全く工場と同じで、部分々々の  
作業に専念している。
- (2) 極めて高度の技術を要する製品を造ろうとして訓練期間も長く、指導員も  
すぐれたものを雇っているが、その努力と比して製品が高く評価されないか  
ら、経営上は困難になる職種もある。(例 (Needle work))  
この種の製品は本人の才能によってデザインもきまり、表現される模様も上  
下があることが注意されなければならない。
- (3) 工芸的な手細工を要する職種は長い訓練期間を必要とするが、車椅子の  
身障者には適しているといえる。玩具、皮製品、バスケットなどである。  
要するに経営的に黒字を出すことが目的ではなく、身障者の福利が立派に守  
られているかが庇護工場における評価の基準である。工場的生産は大体にお  
いて収益面では立派な収入をあげうるが、従事する身障者が障害を克服する  
という個人的満足において欠けるものがある場合もある。

## 3 原材料の入手について

一般には市場で求めているが、合同入手の方法をとった方が有利である。し  
かし、身障問題に関心のある御業者から有利に買い入れることも可能である。

## 4 製品の販売について

品物によって販売方法は異っている。個人の趣味をいかした刺しゅうなど個  
々の顧客に売られる。また婦人服も同様である。

## 5 庇護工場の収支について

原則的に言えることは収入の85%は政府又は地方自治体の補助金である。身  
障者に働く場を与えることに意義があるのであって、経済的な効率は速断す

べきではない。

## 10. Remploy 社に対する批判

1956年11月、Remploy 社に関する批判をふくめて Lord Piercy 委員会が次の報告を政府に提出している。(Report of the Committee of Inquiry on The Rehabilitation Training and Resettlement of Disabled Persons.)

その第210節において Remploy 社の過去の実績を調査して批判を加えている点を摘記しておくことは、この制度を理解する上に役立つであろう。

- (1) Remploy 社は庇護雇用の必要のない身障者を雇用していた。
- (2) 雇用している身障者のなかには、生産に対して何等貢献することのできない、又は貢献しようという意慾のないものが雇用されていた。
- (3) すなわち、雇用前に、又は雇用中に勤労態度や能力について判定をすべきである。

そのためには Industrial Rehabilitation Unit を利用する余地があろう。さもないと、よく働くとする他の雇用者の邪魔になることがある。

- (4) Remploy 工場の雇用者の年令が極めて高いこと。男子の44%は50才以上の身障者である。特に彼等は冬期において欠勤が多い。1955年～56年の冬に生産性が50%しかなかった。これは疾病の事故以外に、通勤の道路が悪いために車椅子や義肢では通勤できなかったためである。
- (5) 毎年、凡そ250名が一般雇用に就職する以外に700名～800名の交替がある。これは生産を害しているといえる。
- (6) 雇用者の僅かしかいない小さな工場の間接費は非常に高くついている。
- (7) 工場内のそれぞれの設備施設（倉庫）が分散しているために能率が悪い。
- (8) 立地条件が悪いために身障者の通勤費が嵩む。

## 11. 利 点

- (1) 多くの身障者（男女）が Remploy 工場において職につくことによって、その職業生活こそ、身障者の生涯にとって初の就業であることは、本人にも家族にも心理的に又物質的に大きな利益をもたらしている。
- (2) それによって健康が回復し、技術を習ったことは大きな福祉である。

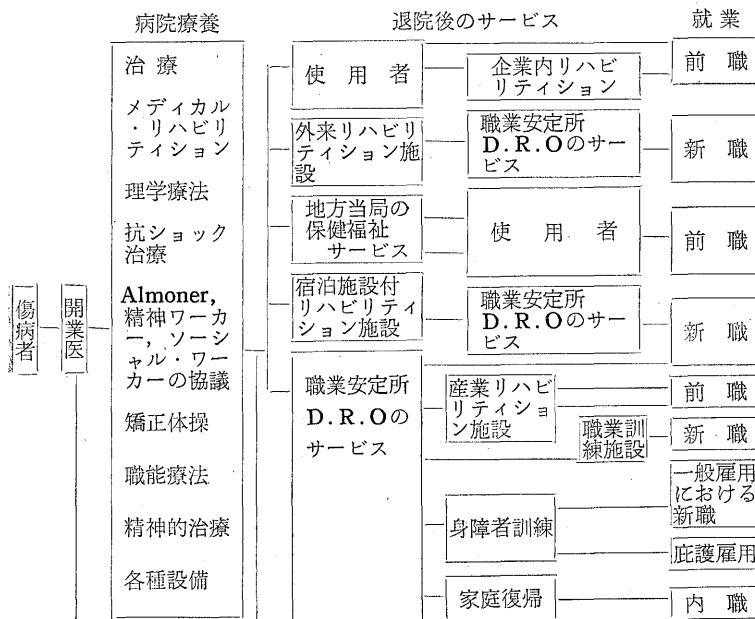
(3) 每年、250名程の身障者が Remploy 工場から一般工場へ就職していくことは高く評価されるべきである。

(4) この事実を、まだ Remploy 社に雇用されようとしない身障者が見ることによって、勇気づけられることは明らかである。

## 12. Remploy 社の成功した理由

- (A) イギリスの身障者雇用政策が、クライエントのニードに応じて多元的に実施されているから、庇護工場に雇用されるものが真にそのニードのあるものだけが選定されていること。
- (B) 政府が背後において重度身障者の就職に対し経済的にうしろだてとなって赤字を補助していること。
- (C) 大体において障害別に庇護工場が設立されていること。
- (D) 民間企業との協力態勢の下請制度 (sponsorship system) が一般社会において認識され積極的に活用されていること。
- (E) 職業更生の体系が確立されていること。

イギリスにおけるリハビリテーションの体系（児島・前掲書）



- (F) D. R. O. 制度が労働行政の内に確立してから身障者の Remploy 社への雇用がスムーズであること。（日本の身障福祉司は庇護工場などとの連絡において関係がうすいと言える。）
- (G) 製品の管理とサービスの徹底をはかったために、外部からの注文が増加し常注者が増したこと。すなわち常得意を獲得するのに努力したこと。
- (H) Remploy 社が労働省の直営であり、特殊公益法人として政府において公認していること。製品が政府によって買い上げられること、及び国営産業と密接に定着した仕事をしていること。
- (I) 庇護工場が官立官営のみでなく、民間委託制がとられていること。（1920年の盲人庇護工場の経験からくみとられたものといえる。）
- (J) 1944年の身障者（雇用）法によってはじめて庇護工場が発想されたものではなく、1920年の盲人福祉法によって庇護工場が経験ずみであったことも Remploy 社をして初めからスムースに発足させたと思われる。

#### 参考文献（邦文）

身体障害者福祉（児島美都子）

授産事業の基本問題（高瀬守貞、小島容子）

英国のリハビリテーション（小島容子、リハビリテーション・42年2月号）

水野祥太郎所長通信（大阪身体障害者公共職業補導所：1950. 11. 18）

イギリス人及びイギリス政府の出版物

Problem of Rehabilitation by H. E. Griffins: (N. C. S. S. Social Service 1947—1948 p. 78)

Rehabilitation, A Challenge to the Community, by W. S. Flowers (N. C. S. S. Social Service 1958. Aug. p. 60)

身体障害者に新たな希望を（クレア・コンネル、英国だより1969年3月号）

Public Social Service (N. C. S. S.) 1955年版 p. 26

Guide To The Social Service. 1950年版 p. 135

英国の肢体不自由者リハビリテーション事業（英國はこう考える 1965年4月号）

Guide To Merseyside Statutory and Voluntary Services For Physically Handicapped People, (Liverpool Council of Social Service. 1963. 3)

Remploy Ltd. Report for 1969

- Disabled Persons (Employment) Act. 1944.
- Disabled Persons (Employment) Act. 1958. (改正)
- Day Centres, John Wilder (N. C. S. S. Social Service 1965. Aut. p.52).
- Rehabilitation and Care of The Disabled in Britain (British Information Services) Aug. 1969.
- The Rehabilitation Training and Resettlement of Disabled Persons (Piercy Committee Report) Nov. 1956.
- Some Notes on Sheltered Workshops and Home Industries for the Seriously Disabled in South East England (Miss Norah Hill)
- Ministry of Labour : Services for the Disabled. Training For Sheltered Employment DPL 12 Jan. 1967.
- Department of Employment and Productivity; Employment in Sheltered Workshops. DPL 11. Feb. 1969.
- Work and Disability, by Mary Greaves. 1969.
- Welfare Services for the Physically Handicapped, by Central Council for the Disabled. 1965.
- イギリス人以外の視察報告書
- Sheltered Workshops around the World by Gwen Forsythe (C. O. S. S. of N. S. W. Australia: Social Service, May/June., 1967, p.6).
- Rehabilitation Overseas by Hugh Bedwin and Hazel Bedwin (C. O. S. S. of N. S. W. Australia : Social Service, Jan/Fed., 1961. p.14).
- この調査に際して資料を提供また教示して下さった芳名を記し謝意を表したい。
- Mr. Richard Clements.
- Miss Rice-Jones. イギリス社会福祉協議会
- Major L. F. E. James, The Forces Help Society & Lord Roberts Workshops
- Miss H. R. Poole, Liverpool C. S. S.
- Miss Sarah Pullen, Remploy 社
- Mr. J. F. Thomas . イギリス政府雇用・生産省